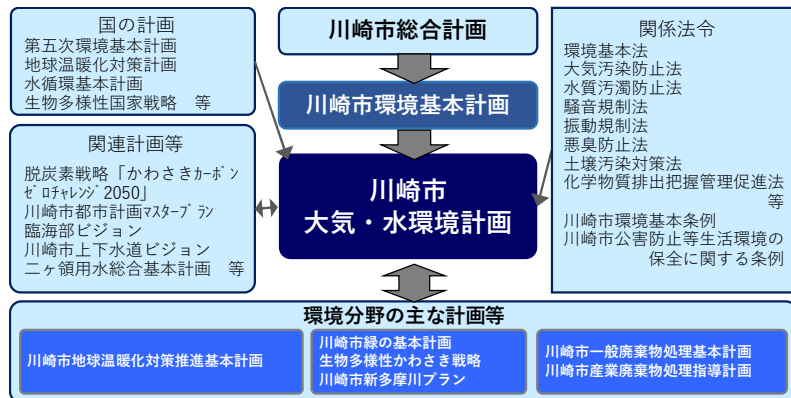


川崎市大気・水環境計画について（概要）

第1章 1-1 策定の背景・目的 本編 P.1~

- 大気や水などの環境は、多くの項目で環境基準を達成するなど、これまで市民・事業者・行政それぞれが取組を推進したことで、大幅に改善が図られている。
- 一方で、環境が改善していることについての市民実感は十分とは言えず、依然として公害のイメージが残っていることが、都市イメージ調査や大気や水などの環境に関して独自に行った市民アンケートの結果からうかがえる。
- こうしたことから、本市は、大気や水などの環境保全の推進に向けた考え方について、令和元年(2019)年5月に川崎市環境審議会に諮問し、令和2(2020)年11月に答申を受けた。
- 答申の趣旨である、
 - ・法や条例に基づくこれまでの取組を継続し、良好な環境を維持していく
 - ・更なる環境負荷の低減を図るとともに環境が良好であるとの市民の実感の向上のため、これまでの規制的な取組に加え、市民・事業者の連携・協力・参加の促進を図るといった視点を加える
 などを踏まえ、総合的に取り組んでいくために、川崎市大気・水環境計画を策定する。

1-2 位置づけ・対象・計画期間 本編 P.3~

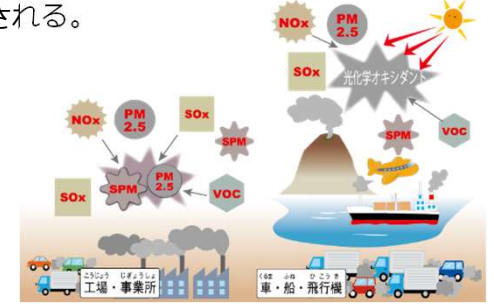


- 位置づけは、環境基本計画が掲げる環境要素のうち、「大気や水などの環境保全」分野の個別計画である。
- 対象は、大気環境(大気、騒音、振動、悪臭) 水環境(水、土壌、地盤) 化学物質(大気や水などの環境に含まれるもの)
また、大気や水などの環境に関する市民実感の向上をめざす取組を推進
- 計画期間は、令和4(2022)年度から12(2030)年度までとし、必要に応じて、適宜取組内容を見直す。

第2章 2-1 大気環境の現状と課題 本編 P.6~

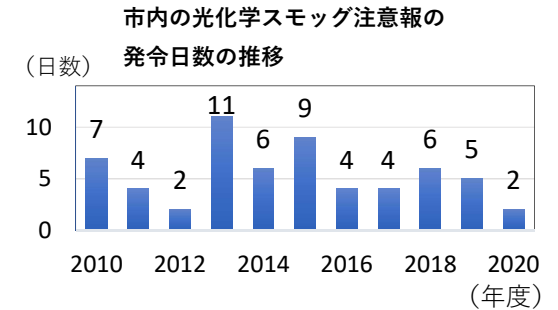
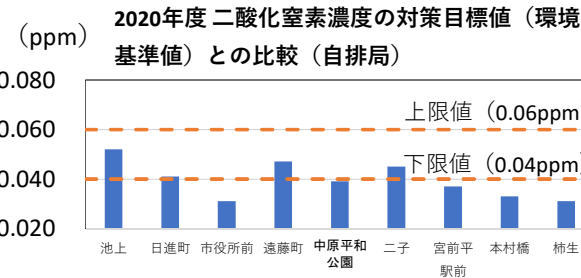
●大気環境について

- ・大気汚染物質には、もともと大気中に微量に存在するものもあるが、窒素酸化物(NOx)や粒子状物質などは、工場・事業場の煙突等からの排出ガスや自動車などの排気ガス、その他に一般家庭の湯沸かし器などからも排出される。
- ・窒素酸化物等の大気汚染物質は大気中で反応して、微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダントを生成する。
- ・これらの大気汚染物質が高濃度になると人や植物に悪い影響を及ぼす恐れがある。



●大気環境の現在の状況

- ・これまでの工場・事業場への対策や交通環境対策により、大気汚染物質の排出は大幅に削減され、近年まで環境基準非達成が続いていた二酸化窒素や微小粒子状物質(PM2.5)を含むほぼ全ての項目で環境基準を達成している。
- ・環境基準の達成に至っていない光化学オキシダントについても、原因物質の一つである揮発性有機化合物(VOC)の環境中の濃度は低下傾向にあるが、光化学オキシダントが高濃度になって発生する光化学スモッグ注意報は、毎年発令されている。



●大気環境の主な課題

- ・二酸化窒素は、対策目標値(環境基準)※の上限値(0.06ppm)に近い値の測定局があるため、安心して快適な環境を目指して対策目標値(環境基準)の下限値(0.04ppm)の全局達成に向けた取組が必要。
※二酸化窒素の対策目標値は、環境基準と同じ上限値0.06ppm、下限値0.04ppmと定めている。
- ・PM2.5は、環境基準に近い値の測定局があるため環境基準の達成を維持する取組が必要。また、生成の仕組みが一部未解明であり、原因究明に向けた取組が必要。
- ・光化学オキシダントが原因の光化学スモッグ注意報が毎年発令。光化学オキシダント濃度の低減に向けた取組の推進が必要。

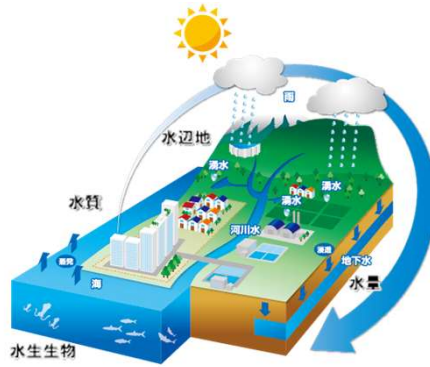
川崎市大気・水環境計画について（概要）

2-2 水環境の現状と課題 本編 P.15~

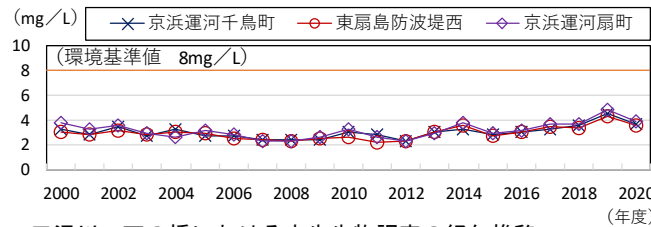
2-3 化学物質対策の現状と課題 本編 P.28~

●水環境について

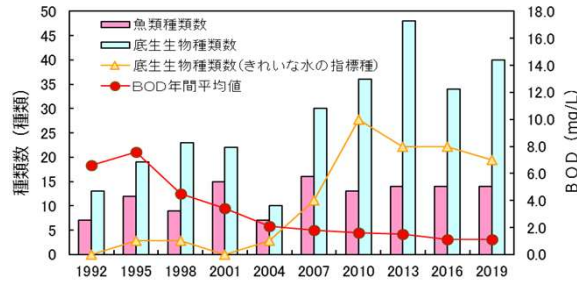
- 水環境に影響を与える要因には、生活排水により有機物や窒素、リンなどが川や海に流れ込むことや、工場排水に含まれるヒ素や鉛などの有害物質が流れ出て、川や海、土壌を汚すことなどがある。また、都市化の進行による川の水量の減少や、大量の地下水の汲み上げによる地盤沈下も要因として挙げられる。
- これらのことが起こると、市民生活や水生生物の生息環境に影響を与えることがある。
- 本市では、水環境を構成する水量、水質、水生生物、水辺地の4つの要素を総合的に捉えた施策を推進してきた。



運河部（類型C）のCODの環境基準値適合状況（75%水質値）



三沢川・下の橋における水生生物調査の経年推移



●現在の水環境の状況

- これまでの工場・事業場への対策等により、河川の水質(BOD等)は全地点で環境基準値に適合している。
- 海域の水質(COD等)は、運河部では環境基準値に適合しているが、東京湾全域でみると環境基準を達成していない地点がある。
- 河川の水生生物は、水質の改善とともに増加してきたが、近年は横ばいで推移している。

●水環境の主な課題

- 河川の水質は、環境基準値適合を維持するための取組を継続して推進することが必要。
- 海域の水質は、近年上昇傾向を示しているため、運河部については引き続き環境基準値適合をめざすとともに、水質改善に向けて汚濁原因の調査を行い、国や周辺自治体と連携した取組を推進することが必要。
- 更なる水質改善に向けて、市民の水環境への環境配慮意識の向上を図り、水環境の保全につながる行動を促すことが必要。
- 市民の水環境への関心を高めるため、水質と生物の関係を利用して、きれいな水にすむ生物の情報などを発信し、水環境の構成要素を総合的に捉えた施策を推進することが必要。

●化学物質対策について

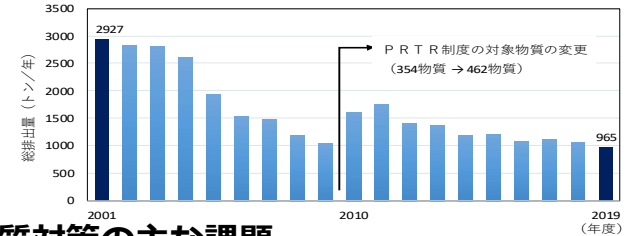
- 化学物質は、毎日の生活を維持する上で欠かせないものとなっているが、化学物質の中には、適正に取り扱われなければ、人の健康や生態系に好ましくない影響を与えるおそれのあるものがある。
 - このような影響を未然に防止するためには、身の回りの化学物質の環境リスク※を正しく理解し、市民、事業者、行政が協力して環境リスクを減らす取組を進めることが求められる。
- ※人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼすおそれのある可能性
- 本市は、PRTR制度の適正な運用、環境・リスクコミュニケーションの促進など事業者の自主的取組に係る化学物質対策に取り組んできた。



●現在の化学物質対策の状況

- 本市は、生活に欠かせない様々な製品の原材料を製造している事業所が多いため、全国と比較して化学物質を取り扱っている種類及び量が多いが、事業者による自主的な化学物質の適正管理の促進等により、市内における化学物質の環境への排出量は大幅に削減されている。

PRTR対象物質の総排出量の推移



●化学物質対策の主な課題

- 化学物質の排出量を増加させないために、排出抑制に向けた取組を継続することが必要。
- 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組、化学物質の環境リスク等に関する理解促進に向けた更なる取組が必要。

川崎市大気・水環境計画について（概要）

2-4 大気や水などの環境に関する市民実感 本編 P.32~

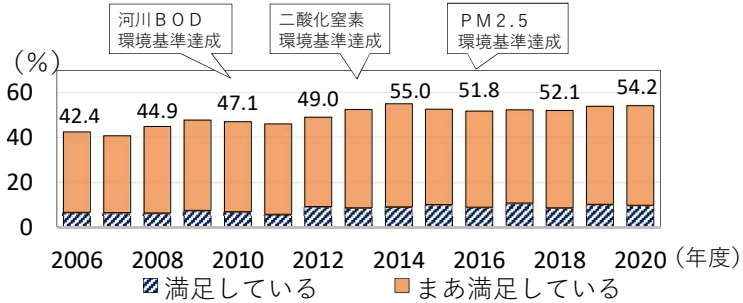
●市民実感について

本編 P.32~

市民アンケート調査等の結果から示される大気や水などの環境に関する市民意識は次のとおりである。

- ・環境改善が必ずしも満足度の向上につながっていない
- ・満足度は、地域では南部が低く、年代では30~40代が低い。
- ・大気や水などの環境に関して、特段の関心が示されていない。
- ・情報取得は、30~40代は、ホームページ・広報誌などの紙媒体・SNSなど様々な媒体を利用している。

市民の空気や川、海のきれいさの満足度の経年推移



●市民実感の主な課題

- ・大気や水などの環境への関心を高め、環境に配慮した行動を促すための取組が必要。
- ・環境保全の取組や環境の現状を市民に分かりやすく伝えることが必要。

第3章 3-1 目標 本編 P.45,46

本計画では、だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現をめざす。

【大気環境のめざす状況】



二酸化窒素や光化学オキシダント濃度の低減等を主なものとして、**大気環境全体の負荷の低減**をめざす。

- 二酸化窒素の対策目標値(環境基準)下限値(0.04ppm)の達成〔達成局割合 現状:58.8%⇒R12:77.8%〕
- PM2.5の環境基準の達成維持〔達成局割合 現状:100%⇒R12:100%〕
- 光化学スモッグ注意報発令0日〔発令日数 現状:2日⇒R12:0日〕
- 光化学オキシダント高濃度の低減〔評価指標値 現状:0.0106ppm⇒R12:0.0103ppm〕

【水環境のめざす状況】



引き続き環境基準の適合をめざすとともに、更なる水質改善や水質と水生生物の関係を利用した指標を活用するなど、**水量・水質・水生生物・水辺地の施策を連携して推進**し、より良い水環境をめざす。

- 河川のBOD及び運河部のCODの環境基準値適合〔適合地点割合 現状:100%⇒R12:100%〕
- 「きれいな水」の指標魚種の生息地点の増加〔生息地点割合 現状:75%⇒R12:100%〕

【化学物質対策のめざす状況】



化学物質の総排出量を増加させないよう、**事業者による自主的取組を促進**するとともに**環境リスクの低減を考慮した適正管理に係る施策を推進**する。

- 市内のPRTR対象事業所から排出される化学物質の総排出量の維持又は低減〔第一種指定化学物質総排出量 現状:965トン⇒R11:965トン以下〕

【市民実感のめざす状況】



環境配慮意識や**環境が良好であるという実感の向上**を図る。

- 大気や水などの環境が良好であるという市民実感の向上〔空気や川、海のきれいさの満足度の5年平均 現状:52.9%⇒R12:55.0%〕

3-2 取組の方向性・視点 本編 P.47

【方向性Ⅰ 安全で良好な環境を保全する】

法律や条例に基づく規制を中心とした取組を継続して実施し、環境基準の達成維持を図るなど、これまでの取組で改善した大気や水などの安全で良好な環境を保全する。

【方向性Ⅱ 安心して快適な環境を共に創る】

市民など多様な主体と協働した環境配慮意識の向上に資する取組や事業者の自主的な取組の促進、環境への悪影響の未然防止につながる取組などを実施し、更なる環境負荷の低減や良好な環境に関する市民実感の向上を図るなど、市民や事業者と一体となって、安心して快適な環境づくりを進める。

【視点】

●複合的な環境施策の展開

主要な環境分野や大気や水などの環境と関連する施策等、相互に効果が波及し合うことが期待される取組を推進し、他分野との連携による複合的な環境施策の展開を図る。

●地域の特性を踏まえた取組

地域の特性を踏まえ、地域ごとの大気や水などの環境に係る取組や情報発信を効果的に実施し、環境配慮意識の向上や市民実感の向上を図る。

川崎市大気・水環境計画について（概要）

第4章 4-1 施策体系 本編 P.51,52



安全で良好な環境を保全する
基本施策の方向性 I

安全で快適な環境を共に創る
基本施策の方向性 II

基本施策 I-1 大気や水などの環境保全

【環境保全の基盤となる取組】
環境基準の達成・維持などのため、法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モニタリング、苦情相談への対応等に引き続き取り組むとともに、緊急時に適切な対応を行う。

施策

- ① 大気環境に係る事業所等の監視・指導
- ② 水環境に係る事業所等の監視・指導
- ③ 大気環境に係るモニタリングの実施
- ④ 水環境に係るモニタリングの実施
- ⑤ 苦情相談及び緊急時等への対応
- ⑥ 大気や水などの生活環境保全に係る取組の実施

主な具体的取組（抜粋）

- ・法律や市条例等に基づく立入調査、届出等の審査・指導
- ・法律や市条例等に基づく立入調査、届出等の審査・指導
- ・大気環境の監視 ・光化学オキシダントに係る監視
- ・河川、海域の水質調査 ・地下水質の監視
- ・騒音、振動、悪臭等に係る苦情相談対応
・事故時の対応 ・災害時の対応
- ・水処理センターの高度処理化の推進
・下水道利用の促進・河川改修事業の推進

取組を効果的に推進するための2つの視点

複合的な環境施策の展開

地域の特性を踏まえた取組

基本施策 II-1 環境配慮意識の向上

市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進により更なる環境負荷の低減をめざす。また、情報発信の手法や内容を広報の対象となる世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど、情報を適切に伝えることで実感の向上を図る。

- ① 大気や水辺に親しむ取組の推進
- ② 環境教育・環境学習の推進
- ③ 効果的な情報発信の推進

- 水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上
・水辺に親しめる河川環境整備の推進
- 環境は「アップライト」の醸成による環境配慮行動の促進
・水辺に親しむイベント等の実施
- ・多様な世代に合わせた情報発信
・地域ごとの取組や環境データの情報発信

主要な環境分野

- 脱炭素化
- 自然共生
- 資源循環

地域区分

- 南部
- 中部
- 北部

大気や水などの環境に影響する施策との連携

基本施策 II-2 多様な主体との協働・連携

市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携する取組を推進する。また、光化学オキシダント、PM2.5等の大気汚染や海域の水質など、広域的な課題を解決するため、近隣自治体との広域連携や、事業者・学術機関との連携を強化する。

- ① 市民協働・連携の取組
- ② 広域連携等の推進
- ③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進

- 市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進
- 市民参加型の大気を身近に感じる機会の創出
- ・他自治体連携による取組
・国、自治体等が連携した東京湾の環境調査
- ・国際的な環境保全活動への支援・連携
・環境関連ビジネスの創出及び海外展開の支援

基本施策 II-3 事業者の自主的な取組の促進

環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進する。また、率先して環境配慮に取り組む事業者を支援する。

- ① 交通環境配慮行動の促進
- ② 事業者の自主的な取組の支援
- ③ 事業者との情報共有の促進

- 次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者連携による取組
- EVカーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組
- ・工場・事業場の自主的な取組の促進
・VOC等排出削減に向けた取組の推進
- ・事業者交流の取組（事業者との連絡会など）
・事業者等のネットワークの機能強化に向けた取組の実施

↓ 複合的な取組につなげる

↓ 市民実感の向上につなげる

基本施策 II-4 環境影響の未然防止

人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐため、環境影響を低減する取組を推進する。また、市民・事業者がお互い環境に対する正しい認識を持てるよう情報共有を図る。

リスク = 有害性 × 曝露量

- ① 化学物質の適正管理と理解の促進
- ② 環境影響の低減に向けた取組
- ③ 環境影響の低減に向けた調査研究

- 環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進
・環境・リスクコミュニケーションの促進
- 新たな知見による光化学スモッグ発生抑制に向けた取組の推進
・環境影響評価の推進
- ・大気環境に係る調査研究
・水環境に係る調査研究

※主な具体的取組の太字はリーディングプロジェクトを表している。

川崎市大気・水環境計画について（概要）

4-2 取組推進イメージ 本編 P.55

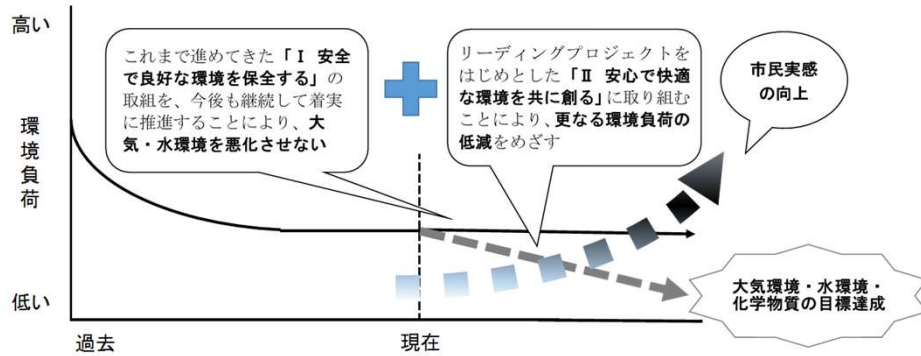
[I 安全で良好な環境を保全する]

⇒基盤となる取組として、法律や条例に基づく取組を着実に推進することで、**大気・水環境を悪化させない**。



[II 安心して快適な環境を共に創る]

⇒効果的な情報発信や環境教育を推進することで、環境配慮意識の向上を図り、また、市民や事業者の連携・協力・参加を促進する取組を推進することで、**更なる環境負荷の低減**を図り、市民実感の向上をめざす。



4-3 複合的な環境施策の展開 本編 P.58~

●大気や水などの環境に係る取組は、産業振興や、気候変動等の地球規模の課題の解決に向けた取組と互いに貢献し合う。

⇒関連する様々な分野との連携を図りつつ、複合的に施策を展開する。

◀◀主要な環境分野との連携▶▶

- 【脱炭素化】次世代自動車の普及
- 【自然共生】河川・海域の水質保全
- 【資源循環】水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究など

◀◀大気や水などの環境に影響する施策との連携▶▶

本市の様々な部局で行われている大気や水などの環境に影響する取組については、関連する施策として、連携して取り組んでいく。

4-4 地域の特性を踏まえた取組 本編 P.60~

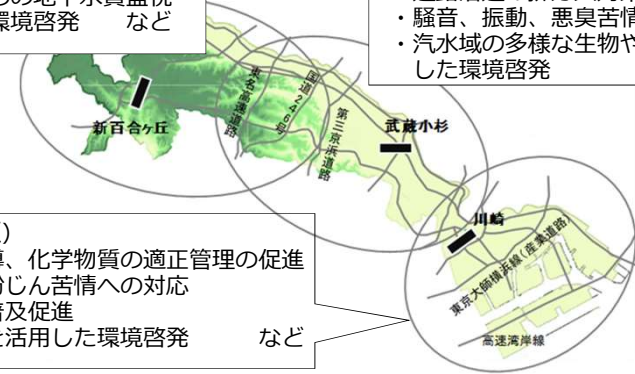
- 本市は地域ごとに特徴がある。
- ⇒地域の特性を踏まえ、地域ごとの大気や水などの環境に係る取組を行う。

北部（主に宮前区、多摩区、麻生区）

- ・野焼き苦情への対応
- ・飲用井戸保全のための地下水質監視
- ・湧水地を活用した環境啓発 など

中部（主に幸区、中原区、高津区）

- ・道路沿道の排ガス対策
- ・騒音、振動、悪臭苦情への対応
- ・汽水域の多様な生物や親水護岸を活用した環境啓発 など

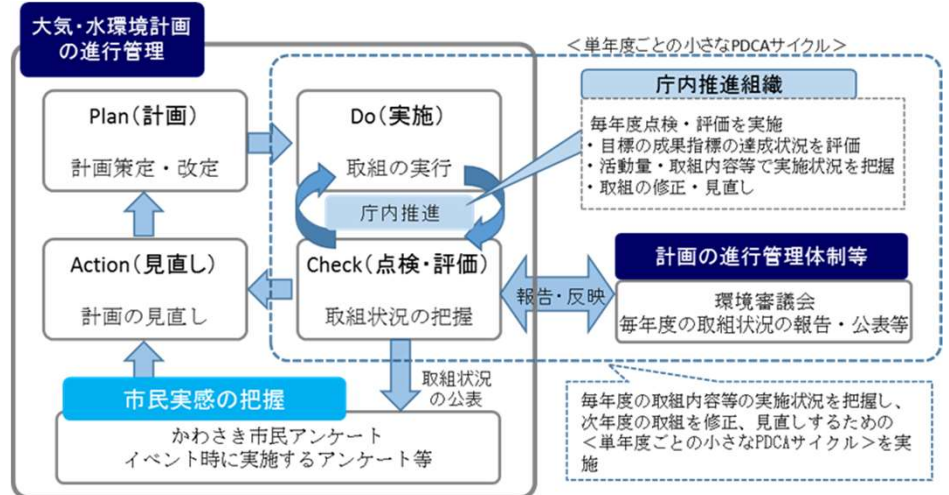


南部（主に川崎区）

- ・工場の監視・指導、化学物質の適正管理の促進
- ・広域的な悪臭、粉じん苦情への対応
- ・次世代自動車の普及促進
- ・干潟や人工海浜を活用した環境啓発 など

第5章 推進体制及び進行管理 本編 P.63

- 推進体制
⇒市内推進組織による、市内の連携を図った取組を実施するとともに総合的に施策を推進する。
- 進行管理
⇒本計画に定める目標の成果指標について、PDCAサイクルを基本とした仕組みで達成状況を評価し、毎年度の取組状況を環境審議会へ報告・公表する。



川崎市大気・水環境計画について（概要）



第6章 具体的取組（リーディングプロジェクト）

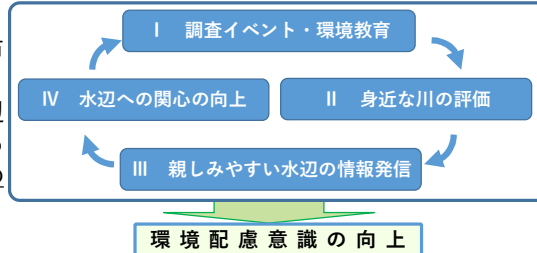
本編 P.64~

基本施策Ⅱ-1

環境配慮意識の向上

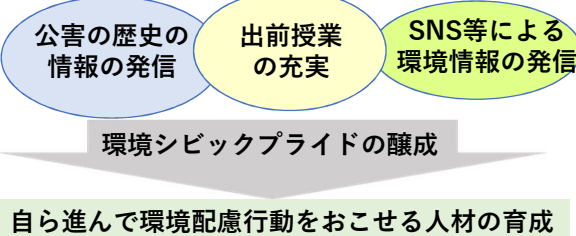
1 水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上

市民参加型のイベントや環境教育で「水辺の親しみやすさ調査」を行い、市民が河川にふれあうきっかけをつくる。市民が行った調査結果を活用し、水辺に親しみやすい地点の情報等を発信することにより、身近な水辺への関心を高め、環境配慮意識の向上を図る。



2 環境シビックプライドの醸成による環境配慮行動の促進

小学生に対する出前授業の充実や、公害の歴史に関する情報の発信など、これまで市民・事業者・行政の連携により環境改善を図ってきた歴史や、現在、良好となってきた本市の大気や水などの環境について伝える機会を増やすことにより、環境シビックプライドの醸成を図る。



基本施策Ⅱ-2

多様な主体との協働・連携

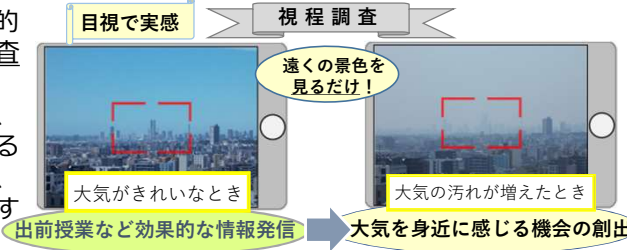
3 市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進

様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携して行うワークショップ等を通じて、大気や水などの環境の「自分ごと化」を図るとともに、市民目線に立った市民創発による地域環境の改善を実施する。



4 市民参加型の大気を身近に感じる機会の創出

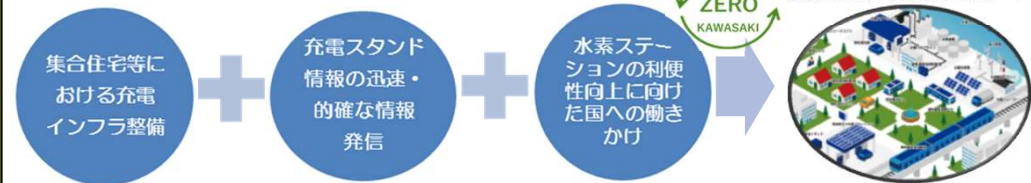
大気のきれいさを目視で感覚的に理解できる方法として視程調査を市民に周知する。視程調査への参加を促すため、出前授業のテーマとして紹介するなど、効果的な情報発信を行い、大気を身近に感じる機会を創出する。



基本施策Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進

5 次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者連携による取組

次世代自動車の普及促進のため、充電インフラや水素ステーションの整備促進に向けた取組を事業者との連携により実施する。



6 EVカーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組

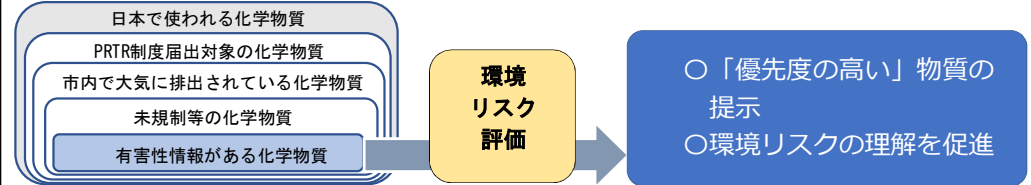
EVカーシェアリングを活用して、大気環境への影響や温室効果ガスの排出の抑制を進める。



基本施策Ⅱ-4 環境影響の未然防止

7 環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進

未規制等の化学物質について、本市が全国に先駆けて検討を行ってきた「環境リスク評価」を活用して、個々の有害性や暴露量を考慮した化学物質管理を促進する。



8 新たな知見による光化学スモッグ発生抑制に向けた取組の推進

光化学スモッグ発生抑制に向けて、周辺自治体と連携した調査等を行い、原因物質の一つである揮発性有機化合物（VOC）の発生状況等を把握し、その知見を活用することで市民や事業者の自主的な原因物質の排出削減に向けた取組を促進する。新たな調査による VOC 成分の詳細把握

